

社員総会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人医療イノベーション神戸連携システム(以下「本法人」という。)定款第3章の定めに基づき、社員総会に関する事項を定め、社員総会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第3条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第4条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の10分の1以上の同意により、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(総会の運営)

第5条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

2 総会の議事の開閉は、議長がこれを宣する。

3 議長は、議事次第に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

4 議長は、社員の発言を不当に制限してはならない。

5 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

6 理事及び監事は、総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員共同の利益を著しく害する場合、その他法令の定めにより正当な理由がある場合は、この限りではない。

(社員総会の付議事項)

第6条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額又はその規程
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(決議)

第7条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(社員総会決議及び報告の省略)

第8条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が、社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(代理)

第9条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその社員総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(規則の変更等)

第11条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び社員総会の決議を経て定めるものとする。

附則

1. この規則は、平成26年9月26日から施行する。